

会社概要 / 株式の現況 (2018年3月31日現在)

名称 (商号) JFE(ジェイ エフ イー)
ホールディングス株式会社
[英文名称: JFE Holdings, Inc.]
本店所在地 〒100-0011
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
電話 03(3597)4321(代表)
設立 平成14年9月27日
資本金 1,471億円

発行可能株式総数 2,298,000,000株
発行済株式総数 614,438,399株
株主数 215,103名

株主メモ (2018年3月31日現在)

決算期 3月31日
定時株主総会 6月に開催
定時株主総会および
剰余金の配当基準日 3月31日
中間配当基準日 9月30日
1単元の株式の数 100株
株主名簿管理人および
特別口座管理機関 〒103-8670
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
公告の方法 電子公告
【アドレス】 <https://www.jfe-holdings.co.jp/>

経営体制 (2018年6月21日現在)

◎取締役

代表取締役社長	林田 英治	◎監査役	津村昭太郎
代表取締役	柿木 厚司	監査役(常勤)	原 伸哉
代表取締役	岡田 伸一	監査役(社外)	大八木成男
取締役	織田 直祐	監査役(社外)	佐長 功
取締役	大下 元	監査役(社外)	沼上 幹
取締役(社外)	吉田 政雄		
取締役(社外)	山本 正巳		
取締役(社外)	家守 伸正		

◎執行役員

社長	林田 英治	CEO(最高経営責任者)
副社長	岡田 伸一	CFO(最高財務責任者)
		総務部、企画部、IR部および財務部の統括
常務	藤原 弘之	総務部および企画部の担当
常務	田中 利弘	IR部および財務部の担当

第16回定時株主総会決議ご通知

平成30年6月21日開催の当社第16回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

報告事項

1 第16期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は上記それぞれの内容を報告いたしました。

2 第16期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
本件は上記内容を報告いたしました。

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金の配当の件

本件は原案のとおり承認可決され、当期末の剰余金の配当は1株につき50円に決定されました。

第2号議案 取締役8名選任の件

本件は原案のとおり、林田英治、柿木厚司、岡田伸一、織田直祐、大下元、吉田政雄、山本正巳の7氏が再選され、家守伸正氏が新たに選任されました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は原案のとおり、大八木成男氏が再選され、沼上幹氏が新たに選任されました。

第4号議案 取締役賞与支給の件

本件は原案のとおり、取締役賞与として総額47,840千円を支給することに承認可決されました。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬限度額を月額から年額に改め、取締役に対する賞与についても当該報酬限度額の範囲で支給することとしたうえで、年額7億円以内(うち社外取締役分は

年額8,000万円以内)に改定することいたしました。また、監査役の報酬限度額についても、月額から年額に改め、年額2億円以内に改定することいたしました。

第6号議案 取締役に対する中長期業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、第5号議案に係る取締役の報酬限度額とは別枠として、中長期業績に連動した株式報酬制度の導入を決定いたしました。本制度の導入により、連続する3事業年度を対象期間とする信託を設定し、対象期間ごとに6億円を上限とする金銭を抛出し、当該信託を通じて66万株を上限とする当社株式を給付することいたしました。

〈株主提案〉

第7号議案 取締役1名解任の件

本件は否決されました。

■期末配当金のお支払いについて

第16期期末配当金は、同封の「配当金領収証」により払渡期間(平成30年6月22日から平成30年7月31日)内にお近くのゆうちょ銀行あるいは郵便局でお受け取りください。また、口座振込をご指定の方および株式比例配分方式をご利用の方は「剰余金の配当(期末)計算書」等をご確認ください。

株式のお手続きに関するお知らせ



単元未満株式の買増・買取制度とは何ですか？



当社の株式は単元株式数(売買単位)を100株としているため、100株に満たない株式(単元未満株式)は市場では売買することはできません。そのため、単元に満たない株式を当社に対して買増請求(買い増して1単元(100株)にする)および買取請求(売却する)することができます。証券会社等に口座を開設されている株主様は、お取引証券会社等にご連絡ください。それ以外の株主様は、下記のみずほ信託銀行株式会社証券代行部にご連絡ください。



特別口座から証券会社等の口座への振替について教えてください



特別口座に記録されている株式については、特別口座のままでは売買できません(単元未満株式の当社への買増・買取請求を除く)ので、証券会社に取り引口座を開設して、開設された口座に株式を移し替える手続き(振替申請)をお勧めします。詳しくは、当社特別口座管理機関のみずほ信託銀行株式会社にお問合せください。

●お問い合わせ先 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部



0120-288-324(平日9:00~17:00)